

瀬戸市公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第20号

瀬戸市公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

瀬戸市公有財産事務取扱規則（昭和42年瀬戸市規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 各課等 瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）に規定する課及び公所（同規則第44条の2に規定する課に属する公所を除く。）、瀬戸市会計管理者の補助組織設置規則（昭和49年瀬戸市規則第10号）に規定する会計課、瀬戸市消防本部組織規則（平成18年瀬戸市規則第3号）に規定する消防課、瀬戸市教育委員会事務局組織規則（平成17年瀬戸市教育委員会規則第6号）に規定する課、瀬戸市立図書館条例（昭和45年瀬戸市条例第19号）に規定する図書館、瀬戸市監査委員に関する条例（昭和39年瀬戸市条例第7号）に規定する事務局、瀬戸市公平委員会事務局運営規程（平成13年瀬戸市公平委員会告示第1号）に規定する事務局、瀬戸市固定資産評価審査委員会規程（昭和60年瀬戸市固定資産評価審査委員会告示第1号）に規定する事務局並びに瀬戸市議会</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 各課等 瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）に規定する室、課及び公所（同規則第44条の2に規定する課に属する公所を除く。）、瀬戸市会計管理者の補助組織設置規則（昭和49年瀬戸市規則第10号）に規定する会計課、瀬戸市消防本部組織規則（平成18年瀬戸市規則第3号）に規定する消防課、瀬戸市教育委員会事務局組織規則（平成17年瀬戸市教育委員会規則第6号）に規定する課、瀬戸市立図書館条例（昭和45年瀬戸市条例第19号）に規定する図書館、瀬戸市監査委員に関する条例（昭和39年瀬戸市条例第7号）に規定する事務局、瀬戸市公平委員会事務局運営規程（平成13年瀬戸市公平委員会告示第1号）に規定する事務局、瀬戸市固定資産評価審査委員会規程（昭和60年瀬戸市固定資産評価審査委員会告示第1号）に規定する事務局並びに瀬戸市</p>

<p>事務局事務分掌規程（昭和26年瀬戸市議会規定第1号）に規定する議事課をいう。</p>	<p>議会事務局事務分掌規程（昭和26年瀬戸市議会規定第1号）に規定する議事課をいう。</p>
<p>(2)から(4)まで &lt;省略&gt;</p>	<p>(2)から(4)まで &lt;省略&gt;</p>
<p>(公有財産の所管)</p>	<p>(公有財産の所管)</p>
<p>第3条 行政財産は、当該行政財産を利用して行<u>う</u>事務又は事業を所掌する各課等の長（当該各課等の長が2つ以上あるときは、これらの者のうちから市長が指定するもの）に所管させる。</p>	<p>第3条 行政財産は、当該行政財産を利用して行<u>な</u>う事務<u>または</u>事業を所掌する各課等の長（当該各課等の長が2つ以上あるときは、これらの者のうちから市長が指定するもの）に所管させる。</p>
<p>2 &lt;省略&gt;</p>	<p>2 &lt;省略&gt;</p>
<p>(事務の総括)</p>	<p>(事務の総括)</p>
<p>第4条 &lt;省略&gt;</p>	<p>第4条 &lt;省略&gt;</p>
<p>2 前項の公有財産の総括とは、公有財産の管理<u>及び</u>処分の適正を期するため、公有財産に関する制度を整え、その管理<u>及び</u>処分の事務を統一し、その増減、現在額<u>及び</u>現状を明らかにし、<u>並びに</u>その管理<u>及び</u>処分について必要な調整をすることをいう。</p>	<p>2 前項の公有財産の総括とは、公有財産の管理<u>および</u>処分の適正を期するため、公有財産に関する制度を整え、その管理<u>および</u>処分の事務を統一し、その増減、現在額<u>および</u>現状を明らかにし、<u>ならびに</u>その管理<u>および</u>処分について必要な調整をすることをいう。</p>
<p>3及び4 &lt;省略&gt;</p>	<p>3及び4 &lt;省略&gt;</p>
<p>(管理上の注意事項)</p>	<p>(管理上の注意事項)</p>
<p>第5条 各課等の長は、所管の公有財産を管理する際には、次の事項に注意し、適切な管理上の措置を講じなければならない。</p>	<p>第5条 各課等の長は、所管の公有財産を管理する際には、次の事項に注意し、適切な管理上の措置を講じなければならない。</p>
<p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p>	<p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p>
<p>(3) 公有財産の現状と登記簿又は登録簿（以下「登記簿等」という。）、公有財産台帳及びそれらの附属図の記載との照合<u>及び</u>確認 (職員の居住の禁止)</p>	<p>(3) 公有財産の現状と登記簿又は登録簿（以下「登記簿等」という。）、公有財産台帳及びそれらの附属図の記載との照合<u>および</u>確認 (職員の居住の禁止)</p>
<p>第6条 公有財産の建物（市営住宅を除く。）には、職員その他の者を居住させることはできない。ただし、公有財産の管理又は取扱いについて、特に管理人を居住させる必要がある場合は、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、</p>	<p>第6条 公有財産の建物（市営住宅を除く。）には、職員その他の者を居住させることはできない。ただし、公有財産の管理又は取扱いについて、特に管理人を居住させる必要がある場合は、次に掲げる事項を具して、財政課長を経</p>

市長の決裁を受けなければならない。

(1)から(6)まで <省略>

2 各課等の長は、前項の規定による管理人の居住を廃止した場合は、その理由を市長に報告しなければならない。

(公有財産台帳)

第7条 <省略>

2 台帳に記載すべき公有財産の区分及び種目並びに数量単位は、別表による。

3 公有財産の土地についてはその区画及び地番を明らかにする地図、建物については平面図、その他の公有財産についてはその内容を明らかにする関係図（以下「関係図」という。）を添えなければならない。

4及び5 <省略>

6 公有財産を新たに台帳に登載する場合の価格は、購入価額、交換価額及び収用によるものについては補償金額により、その他のものについては次の各号に掲げる区分によってこれを定める。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 法第238条第1項第4号及び第5号の規定による権利については、取得価額。ただし、取得価額によることが困難なものは、見積価額

(5) 法第238条第1項第6号の規定による有価証券のうち社債券、地方債証券、国債証券及びこれらに準ずる証券については額面金額、株券については払込金額

(6)及び(7) <省略>

7 <省略>

(損害の報告)

第9条 各課等の長は、災害その他の事故により

て、市長の決裁を受けなければならない。

(1)から(6)まで <省略>

2 各課等の長は、前項の規定による管理人の居住を廃止した場合は、その理由を財政課長を経て、市長に報告しなければならない。

(公有財産台帳)

第7条 <省略>

2 台帳に記載すべき公有財産の区分および種目ならびに単位は、別表による。

3 公有財産の土地についてはその区画および地番を明らかにする地図、建物については平面図、その他の公有財産についてはその内容を明らかにする関係図（以下「関係図」という。）を添えなければならない。

4及び5 <省略>

6 公有財産を新たに台帳に登載する場合の価格は、購入価額、交換価額および収用によるものについては補償金額により、その他のものについては次の各号に掲げる区分によってこれを定める。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 法第238条第1項第4号および第5号の規定による権利については、取得価額。ただし、取得価額によることが困難なものは、見積価額

(5) 法第238条第1項第6号の規定による有価証券のうち社債券、地方債証券、国債証券およびこれらに準ずる証券については額面金額、株券については払込金額

(6)及び(7) <省略>

7 <省略>

(損害の報告)

第9条 各課等の長は、災害その他の事故により

公有財産が滅失し、又は損傷したときは、直ちに次に掲げる事項を記載した書類により、市長に報告するとともに、その写しを財政課長に送付しなければならない。

(1) <省略>

(2) 被害の程度又は損害の見積価額及び復旧可能なものについては、復旧に要する費用の見込額

(3)から(5)まで <省略>

(所管換え)

第10条 各課等の長は、公有財産の所管換えを受けようとするとき（行政財産の用途廃止により所管換えを受けるときを除く。）は、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、市長の決裁を受けなければならない。

(1)から(6)まで <省略>

2 <省略>

(所属替え及び他会計の使用)

第11条 公有財産の所属替え又は異なる会計をして使用させるときは、当該会計間において有償として整理するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(行政財産の用途の変更又は廃止)

第12条 各課等の長は、行政財産の用途を変更し（所管換えをする場合を除く。）、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、市長の決裁を受けなければならない。

(1)から(4)まで <省略>

2及び3 <省略>

4 行政財産の用途の廃止により生じた普通財産

公有財産が滅失し、又は損傷したときは、直ちに次に掲げる事項を記載した書類により、市長に報告するとともに、その写しを財政課長に送付しなければならない。

(1) <省略>

(2) 被害の程度又は損害の見積価額及び復旧可能なものについては、復旧に要する費用の見込額

(3)から(5)まで <省略>

(所管換え)

第10条 各課等の長は、公有財産の所管換えを受けようとするとき（行政財産の用途廃止により所管換えを受けるときを除く。）は、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、財政課長及び当該公有財産の所管する各課等の長に合議し、市長の決裁を受けなければならない。

(1)から(6)まで <省略>

2 <省略>

(所属替えおよび他会計の使用)

第11条 公有財産の所属替えまたは異なる会計をして使用させるときは、当該会計間において有償として整理するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(行政財産の用途の変更又は廃止)

第12条 各課等の長は、行政財産の用途を変更し（所管換えをする場合を除く。）、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて財政課長に合議し、市長の決裁を受けなければならない。

(1)から(4)まで <省略>

2及び3 <省略>

4 行政財産の用途の廃止により生じた普通財産

を財政課長に引き継いだ各課等の長は、財政課長から指示があるまでは、当該普通財産の保全に関する事務を行わなければならない。

(行政財産の目的外使用の許可)

第13条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる。

- (1) 職員及び当該施設を利用する者のために、食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。
- (2) 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会その他の集会の用に短期間利用するとき。
- (3) 水道事業、電気事業又はガス事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認めるとき。
- (4) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として極めて短期間その用に供するとき。
- (5) <省略>

(行政財産の使用許可の手続)

第14条 各課等の長は、行政財産の使用を許可しようとするときは、当該使用許可を受けようとする者から次の各号に掲げる事項を記載した行政財産使用許可申請書を提出させなければならない。

(1)から(4)まで <省略>

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

2 各課等の長は、前項の規定により行政財産使用許可申請書の提出があったときは、速やかに市長の決裁を受けて申請者に通知しなければならない。

を財政課長に引き継いだ各課等の長は、財政課長から指示のあるまでは、当該普通財産の保全に関する事務を行わなければならない。

(行政財産の目的外使用の許可)

第13条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その用途または目的を妨げない限度において使用を許可することができる。

- (1) 職員および当該施設を利用する者のために、食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。
- (2) 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行なわれる講演会、研究会その他の集会の用に短期間利用するとき。
- (3) 水道事業、電気事業またはガス事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認めるとき。
- (4) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設としてきわめて短期間その用に供するとき。
- (5) <省略>

(行政財産の使用許可の手続)

第14条 各課等の長は、行政財産の使用を許可しようとするときは、当該使用許可を受けようとする者から次の各号に掲げる事項を記載した行政財産使用許可申請書を提出させなければならない。

(1)から(4)まで <省略>

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示する事項

2 各課等の長は、前項の規定により行政財産使用許可申請書の提出があったときは、速やかに財政課長の合議を経て、市長の決裁を受けて申請者に通知しなければならない。

3 <省略>

(普通財産の貸付条件)

第17条 普通財産の貸付けには、次の条件を付さなければならない。ただし、特に市長が認めるときは、この限りでない。

(1)及び(2) <省略>

(3) 借り受けた財産の形状若しくは性質を変え、又はこれに工作物を設置しないこと。

2 <省略>

(普通財産の用途指定の貸付け)

第19条 一定の用途に供させる目的をもって、普通財産の貸付けをする場合は、その借受人に対して用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定しなければならない。

(普通財産の貸付手続)

第20条 各課等の長は、所管の普通財産を貸し付けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、市長の決裁を受けなければならない。

(1)から(7)まで <省略>

(貸付期間)

第21条 普通財産の貸付期間は、次の各号に定める期間を超えることができない。

(1) 植樹を目的として土地及び土地の定着物(建物を除く。以下同じ。)を貸し付ける場合は60年

3 前項の規定にかかわらず、市長が別に定めるものについては、速やかに財政課長の合議を経て、各課等の長に専決させることができる。

4 <省略>

(普通財産の貸付条件)

第17条 普通財産の貸付けには、次の条件を付さなければならない。ただし、特に市長が認めるときは、この限りでない。

(1)及び(2) <省略>

(3) 借り受けた財産の形状もしくは性質を変え、またはこれに工作物を設置しないこと。

2 <省略>

(普通財産の用途指定の貸付け)

第19条 一定の用途に供させる目的をもって、普通財産の貸付けをする場合は、その借受人に対して用途ならびにその用途に供しなければならない期日および期間を指定しなければならない。

(普通財産の貸付手続)

第20条 各課等の長は、所管の普通財産を貸し付けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、財政課長に合議し、市長の決裁を受けなければならない。

(1)から(7)まで <省略>

2 前項の規定にかかわらず、市長が別に定めるものについては、財政課長に合議し、各課等の長に専決させることができる。

(貸付期間)

第21条 普通財産の貸付期間は、次の各号に定める期間をこえることができない。

(1) 植樹を目的として土地および土地の定着物(建物を除く。以下同じ。)を貸し付ける場合は60年

(2)及び(3) <省略>

(4) 建物及びその従物を貸し付ける場合は5年

(5) 土地及び建物以外のものを貸し付ける場合は1年

2 前項の貸付期間が終了したときは、同項各号に掲げる期間を超えない範囲内で当該貸付けの契約を更新することができる。

(普通財産を貸し付ける場合の担保)

第23条 普通財産を貸し付ける場合において、市長が必要と認めるときは、相当の担保を提供させ、又は適正な保証人を立てさせることができる。

(買入手続)

第26条 各課等の長は、公有財産となる財産の買入れを必要とするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、市長の決裁を受けなければならない。

(1)から(9)まで <省略>

(寄附受納の手続)

第27条 各課等の長は、公有財産となる財産の寄附の受入れを必要とするときは、次に掲げる事項を記載した書類に寄附申込書を添えて、市長の決裁を受けなければならない。

(1)から(7)まで <省略>

(買入れ及び寄附以外による取得)

第28条 各課等の長は、買入れ及び寄附以外の方法により公有財産を取得しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、市長の決裁を受けなければならない。

(1)から(7)まで <省略>

(2)及び(3) <省略>

(4) 建物およびその従物を貸し付ける場合は5年

(5) 土地および建物以外のものを貸し付ける場合は1年

2 前項の貸付期間が終了したときは、同項各号に掲げる期間をこえない範囲内で当該貸付けの契約を更新することができる。

(普通財産を貸し付ける場合の担保)

第23条 普通財産を貸し付ける場合において、市長が必要と認めるときは、相当の担保を提供させ、または適正な保証人を立てさせることができる。

(買入手続)

第26条 各課等の長は、公有財産となる財産の買入れを必要とするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、財政課長に合議し、市長の決裁を受けなければならない。

(1)から(9)まで <省略>

(寄附受納の手続)

第27条 各課等の長は、公有財産となる財産の寄附の受入れを必要とするときは、次に掲げる事項を記載した書類に寄附申込書を添えて、財政課長に合議し、市長の決裁を受けなければならない。

(1)から(7)まで <省略>

(買入れ及び寄附以外による取得)

第28条 各課等の長は、買入れ及び寄附以外の方法により公有財産を取得しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、財政課長に合議し、市長の決裁を受けなければならない。

(1)から(7)まで <省略>

(取得前の措置)

第30条 公有財産となる財産を取得しようとする場合において、当該財産に所有権以外の権利が設定され、又は特殊の義務を負担するものがあるときは、あらかじめ所有者又はその権利者をして、これを消滅させなければならない。ただし、市長が緊急その他の理由によってやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(買受代金等の支払)

第32条 公有財産の取得に伴う代金の支払は、登記等をするものにあつては、前条の手續完了後、その他の財産を買入れ又は交換により取得したときは、当該財産の引渡しを受けた後でなければ、買受代金又は交換差金を支払うことができない。ただし、市長が特に認めた場合においては、この限りでない。

(普通財産の売払い等)

第33条 各課等の長は、普通財産の売払い又は譲与を必要とするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、市長の決裁を受けなければならない。

(1)から(9)まで <省略>

(普通財産の交換)

第34条 各課等の長は、普通財産の交換を必要とするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、市長の決裁を受けなければならない。

(1)から(8)まで <省略>

(売払代金の納付)

第35条 普通財産の売払代金又は交換差金は、当該財産の引渡前にこれを納付させなければならない。

2 普通財産を譲渡した場合において、当該財産の譲渡を受けた者が売払代金又は交換差金を一

(取得前の措置)

第30条 公有財産となる財産を取得しようとする場合において、当該財産に所有権以外の権利が設定され、または特殊の義務を負担するものがあるときは、あらかじめ所有者またはその権利者をして、これを消滅させなければならない。ただし、市長が緊急その他の理由によってやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(買受代金等の支払)

第32条 公有財産の取得に伴う代金の支払は、登記等をするものにあつては、前条の手續完了後、その他の財産を買入れまたは交換により取得したときは、当該財産の引渡しを受けた後でなければ、買受代金または交換差金を支払うことができない。ただし、市長が特に認めた場合においては、この限りでない。

(普通財産の売払い等)

第33条 各課等の長は、普通財産の売払い又は譲与を必要とするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、財政課長に合議し、市長の決裁を受けなければならない。

(1)から(9)まで <省略>

(普通財産の交換)

第34条 各課等の長は、普通財産の交換を必要とするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、関係課長及び財政課長に合議し、市長の決裁を受けなければならない。

(1)から(8)まで <省略>

(売払代金の納付)

第35条 普通財産の売払代金または交換差金は、当該財産の引渡前にこれを納付させなければならない。

2 普通財産を譲渡した場合において、当該財産の譲渡を受けた者が売払代金または交換差金を一

<p>時に支払うことが困難であると認められるときは、<u>確実な担保を徴し、かつ、利息を付し、5年以内の延納の特約をすることができる。</u></p> <p>3 前項の規定により、延納の特約をした場合において、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちにその特約を解除する。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 各年における延納にかかる売払代金又は交換差金の納付金額と利息との合計額が、当該年の当該財産の見積賃貸料の額に満たないとき。</p> <p>(評価)</p> <p>第36条 不動産等を買入れ、交換し、売り払い、<u>又は出資の目的とし、若しくは支払手段として使用</u>（以下「売買等」という。）しようとするときは、<u>売買実例調査表及び評価調書</u>を付さなければならない。ただし、<u>市長が指定した</u>ものは、省略することができる。</p>	<p>一時に支払うことが困難であると認められるときは、<u>確実な担保を徴し、かつ、利息を付し、5年以内の延納の特約をすることができる。</u></p> <p>3 前項の規定により、延納の特約をした場合において、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちにその特約を解除する。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 各年における延納にかかる売払代金<u>または</u>交換差金の納付金額と利息との合計額が、当該年の当該財産の見積賃貸料の額に満たないとき。</p> <p>(評価)</p> <p>第36条 不動産等を買入れ、交換し、売り払い、<u>または出資の目的とし、もしくは支払手段として使用</u>（以下「売買等」という。）しようとするときは、<u>売買実例調査表および評価調書</u>を付さなければならない。ただし、<u>市長の指定した</u>ものは、省略することができる。</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。